

静岡県告示第792号

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例第15条第2項の規定に基づき、次の物質について、知事指定薬物としての指定が失効したので、告示する。

平成29年11月10日

静岡県知事 川勝平太

1 知事指定薬物の名称

物質名	適用年月日
2- [2, 5-ジメトキシ-4- (トリフルオロメチル) フェニル] エタンアミン及びその塩類 (通称名 2C-TFM)	平成29年11月10日
メチル=2- (4-フルオロフェニル) -2- (ペペリジン-2-イル) アセテート及びその塩類 (通称名 4-Fluoromethylphenidate、4F-MPH、4-FMPH)	平成29年11月10日

2 指定の失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和35年法律第145号) 第2条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。